

平成 27 年 5 月吉日

環境アレルギーアドバイザー試験公式テキストをご利用の皆様へ

一般社団法人日本環境保健機構
TEL : 03-6869-8270
(平日 9 : 00~18 : 00)
MAIL : info@jeho.or.jp

「環境アレルギーアドバイザー試験公式テキスト」の法改正による改訂情報

環境アレルギーアドバイザー試験公式テキスト（発行：株式会社日本能率協会マネジメントセンター）について、発刊から多くの方にご愛顧いただき誠に有難うございます。

さて、平成 27 年 4 月 1 日より「食品表示法」が施行となりました。

本法は、今まで現行の 3 つの法律（JAS 法、食品衛生法、健康増進法）にて定められていた食品表示制度を一つにしたものです。

つきましては、当該制度に関するテキストの記載箇所につきまして、記載を改訂させていただきます。

なお、平成 27 年 9 月実施の第 4 回環境アレルギーアドバイザー試験は、法改正後の情報からの出題となります。改訂情報からも出題される可能性がありますので、ご確認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【法改正一覧】

新しい食品表示制度

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_reaf-newyouji.pdf

食品表示基準の概要

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_kijyun-gaiyo.pdf

食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）

アレルゲンを含む食品に関する表示

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_tuchi5-betu3.pdf

食品表示基準 Q&A について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）

アレルゲンを含む食品に関する表示

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_qa9-betu1.pdf

環境アレルギーアドバイザー公式テキスト改訂表

場所	内容	旧	新
P132 本文 L1	法改正	(9) 食品へのアレルギー物質表示制度 ①制度の概要 アレルギー物質を含む加工食品について、健康被害の発生を防止する観点から、加工食品中に含まれるアレルギー物質をチェックできるようにする「アレルギー物質を含む食品に関する表示制度」が食品衛生法で定められています。	(9) 食品へのアレルギー物質表示制度 ①制度の概要 <u>2015年(平成27年)4月1日より食品表示法が施行されました。アレルギー表示の対象範囲は、特定原材料を原材料とする加工食品又は特定原材料に由来する添加物であって販売の用に供するものであり、具体的には容器包装された加工食品又は添加物になります。</u>
P132 本文 L6	法改正	また、表示を推奨する食品(特定原材料に準ずるもの)として、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、 <u>桃</u> 、やまいも、りんご、ゼラチンの計18品目が定められています(表3-25)	また、表示を推奨する食品(特定原材料に準ずるもの)として、あわび、いか、いくら、オレンジ、 <u>カシューナッツ</u> 、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、 <u>ごま</u> 、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、 <u>もも</u> 、やまいも、りんご、ゼラチンの計20品目が定められています(表3-25)
P133 表3-25	法改正	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、 <u>桃</u> 、やまいも、りんご、ゼラチン	あわび、いか、いくら、オレンジ、 <u>カシューナッツ</u> 、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、 <u>ごま</u> 、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、 <u>もも</u> 、やまいも、りんご、ゼラチン
P133 本文 L1	法改正	特定原材料に準ずるもの(あわびなど、表示が奨励されている <u>18品目</u>)については、表示が義務付けられているわけではないので表示されていない場合があります。	特定原材料に準ずるもの(あわびなど、表示が奨励されている <u>20品目</u>)については、表示が義務付けられているわけではないので表示されていない場合があります。
P133 本文 L3	法改正	なお、2013年8月には、カシューナッツ・ゴマが新たに特定原材料に準ずるものとして加えられる方針が固まりました。	<u>2013年(平成25年)9月20日、消費者庁の通知により特定原材料に準ずるものとして、新たに「カシューナッツ」と「ごま」の2品目が追加されました。</u>
P133 本文 L5	法改正	表示方法は個別表示と一括表示の2通りがあります。	<u>表示方法は、原則として、個別表示になります。但し、表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合などに限り一括表示も可能になります。</u>
P133 最下部 網掛け部分	法改正	名称：ポテトサラダ 原材料名：じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物、砂糖、食塩、胡椒、調味料(アミノ酸)、(原材料の一部に卵、豚肉、大豆、牛肉、ゼラチンを含む)	名称：ポテトサラダ 原材料名：じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物、砂糖、食塩、胡椒、調味料(アミノ酸)、(一部に卵、豚肉、大豆、牛肉、ゼラチンを含む)
P134 下部表	法改正	※次ページを参照	※次ページを参照
P135 下部囲み 内 L1	法改正	・表示される原材料は <u>25品目</u> に限定される。その内、特定原材料に準ずるものの <u>18品目</u> については、義務でなく推奨のため、表示されていないこともある。	・表示される原材料は <u>27品目</u> に限定される。その内、特定原材料に準ずるものの <u>20品目</u> については、義務でなく推奨のため、表示されていないこともある。

一般社団法人日本環境保健機構
2015年5月現在

P134 下部表の修正点について

【旧】

アレルギー表示についての主なルールには代替表記、可能性表示の禁止、使用していない旨の表示の促進などがあります。

代替表記	<p>アレルギー物質を含むことが容易に判別できる食品は、アレルギー表示を省略することができます。</p> <p>(例)</p> <p>マヨネーズ (卵) →マヨネーズ</p> <p>バター (乳) →バター</p>
------	---

【新】

アレルギー表示についての主なルールには代替表記、可能性表示の禁止、使用していない旨の表示の促進などがあります。

- ・ 代替表記及びその拡大表記

① 代替表記	<p>特定原材料等と表示方法や言葉は違うが、特定原材料等と同じものであることが理解できる表記</p> <p>(例) 卵 → 「玉子」、「タマゴ」、「エッグ」など</p>
② 拡大表記	<p>① に掲げる代替表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが理解できる表記例</p> <p>(例) 代替表記を含む原材料名「厚焼玉子」、「ハムエッグ」 (含む旨の表示は省略できる)</p>

- ・ 特定加工食品及びその拡大表記の廃止

(特定加工商品の例)

マヨネーズ・・・(卵を含む)の表示が必要になります。

食品表示基準では、代替表記及びその拡大表記以外については、アレルギー表示をする必要があります。

一般社団法人日本環境保健機構
2015年5月現在